

## 別表

助成対象事業	助成金交付対象事業費	助成率	事業別交付限度額	事業別助成対象期間
(1) 自主調査・研究事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会、研究会等開催費</li> <li>・講師謝礼等</li> <li>・先進地視察旅費</li> <li>・広報紙等作成費</li> </ul>	1	50万円	5年
(2) 委託調査・研究事業 (概略事業計画作成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況調査費</li> <li>・施行地区設定に関する調査費</li> <li>・施設建築物の整備に関する調査費</li> <li>・施設敷地の整備に関する調査費</li> <li>・公共施設の整備に関する調査費</li> <li>・資金計画に関する調査費</li> <li>・事業施行期間に関する調査費</li> <li>・その他事業推進に必要な費用 (コンサルティング費用等)</li> </ul>	2分の1	300万円	1年
(3) 委託調査・研究事業 (概略事業計画作成) の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記(2)の各委託業務の 見直しに要する費用</li> </ul>	2分の1	150万円	3年

### 備考

- 1 同一年度において複数の対象事業を行う場合は、該当する対象事業ごとに助成金を交付することができる。
- 2 助成対象団体において特別の事情があると認められる場合は、助成率及び助成対象期間について別段の定めをすることができる。